

豊川市立西部中学校 いじめ防止基本方針

豊川市立西部中学校

はじめに

ここに定める「豊川市立西部中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条及び、「豊川市いじめ防止基本方針」（平成29年4月1日施行：平成30年4月1日改定）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に関する基本理念

「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「豊川市立西部中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) いじめの理解

- ・いじめは、目に見えにくいもの、人に相談しにくいもの、いつでもどこでも誰にでも起こり得るもの
- ・いじめの様態は、冷やかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
- ・いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
- ・いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの
- ・いじめはいじめられた者の心の中にある「心の傷」である
- ・家庭、地域、学校など、多くの大人の目や支えが必要である。
- ・いじめを受けた側に立った対応が大切である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為であり、あらゆる場面で啓発や学習をしていく必要がある。

※「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないことがないように努めることが必要である。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」P4, 5より）

2 いじめの未然防止

(1) 生徒に対して

- ・「居場所」と「絆」のある学校、学級づくりを行う。
- ・規範意識の向上、自己指導能力の育成を図る。
- ・わかる授業づくり、学習の基礎基本の定着を図る。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む教育活動を展開する。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。（「いのちを大切にする子どもを育てる学習プログラム」等）
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、SNSでのいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) 学校全体として

- ・いじめに取り組む方針の明確化と公表
- ・全職員の危機意識の向上
- ・気になることを見逃さず、お互いに情報を共有できる職員集団の構築 **認知ミス0を目指す**
- ・「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という基本方針

(3) 保護者・地域に対して

- ・学校からの便りやホームページ等を通じて、いじめ防止の取組状況を発信
- ・西中協力者会議やPTA総会等で、状況を報告

3 いじめの早期発見

(1) 校内連携体制の充実（組織・体制としての状況把握）

- ・小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換 「見過ごしたことは許したこと」の視点をもって
- ・SC、支援員等との協力体制の整備（情報交換・役割分担）
- ・全職員での情報把握・共有化

(2) 共感的な人間関係の醸成（生徒から情報が入りやすい環境づくり）

- ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導 「いじめを見逃さない集団づくりを」
- ・生徒や保護者との信頼関係づくりに努める（生活ノートなども活用）
- ・自分や仲間の良さを伝え合い、互いの存在を認め合う指導
- ・自分も相手も大切にしたい自己表現を考える

(3) アンケート調査等の効果的な実施

- ・生活アンケート（教育相談アンケート含む）（年11回程度）の**見直し**、実施
- ・教育相談は原則、年3回、定期テスト期間に合わせて行う。
- ・定期的に生徒一人一人と個別の面談を実施

4 いじめへの対処

(1) 被害者及び、その保護者に対して

- ・信頼関係のある教職員が対応（状況に応じて複数対応）
- ・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプラン提案
- ・心のケアや登下校・休み時間等の見守りの継続
- ・解決後、保護者に経過等を定期的に報告
- ・被害者の立場に立った対応

(2) 加害者及び、その保護者に対して

- ・いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし、冷静に説諭
- ・被害者と認識の違いがあることを踏まえ対応
- ・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減
- ・保護者には事実を伝え、協力関係を構築
- ・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考

(3) 傍観者に対して

- ・いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ普段から指導
- ・全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成

(4) PTAや保護者・地域との連携

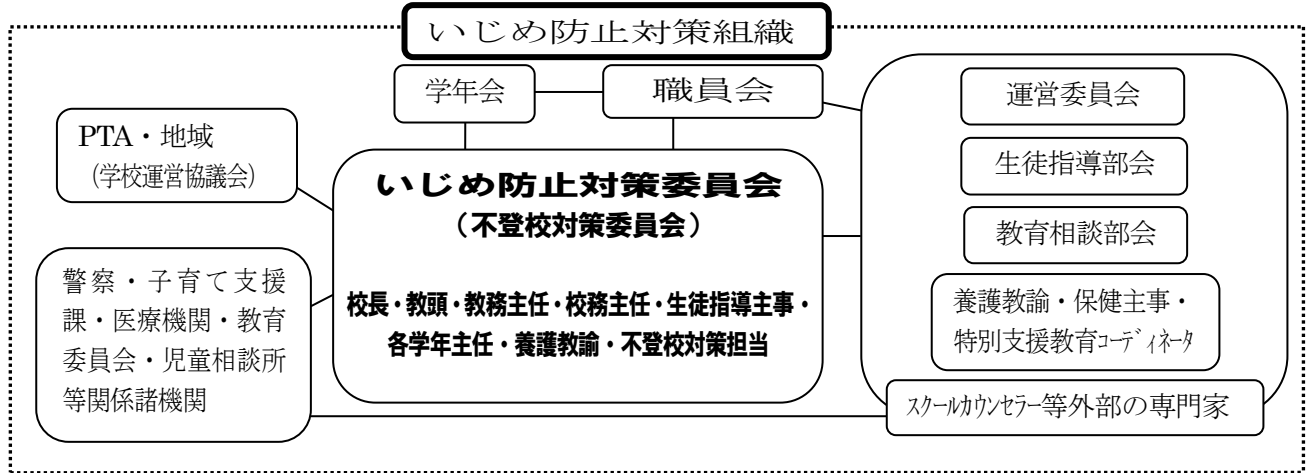
- ・社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめ問題について連携した対策を推進

5 関係機関との連携

いじめ問題の背景に複雑な要因が絡むケースもある。いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）と連携し、事案の早期解決に努める。

6 校内体制（いじめ防止対策委員会）について

(1) 委員会の構成メンバー（下図参照）



(2) 委員会の役割

- ・ 本校で生じたいじめ問題への対応協議
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること
- ・ 生徒の日常生活を複数の目で把握することでいじめの芽の早期発見

(3) いじめが発見された場合の委員会の対応

- ・ いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集
- ・ 事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始
- ・ 担任、学年任せにせず、学校全体で対応
- ・ 全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導

(4) 校内研修の計画・実施

- ・ 教職員の共通認識・理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施

7 他機関との連携について

- ・ 校内スクールカウンセラー
- ・ 豊川市教育委員会
- ・ 主任児童委員
- ・ 保護司
- ・ 子育て支援課
- ・ 児童相談所
- ・ 警察署（生活安全課 少年係）

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条1項1号）」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条1項2号）」をいう。この場合、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生後、学校は速やかに以下の対応を行う。

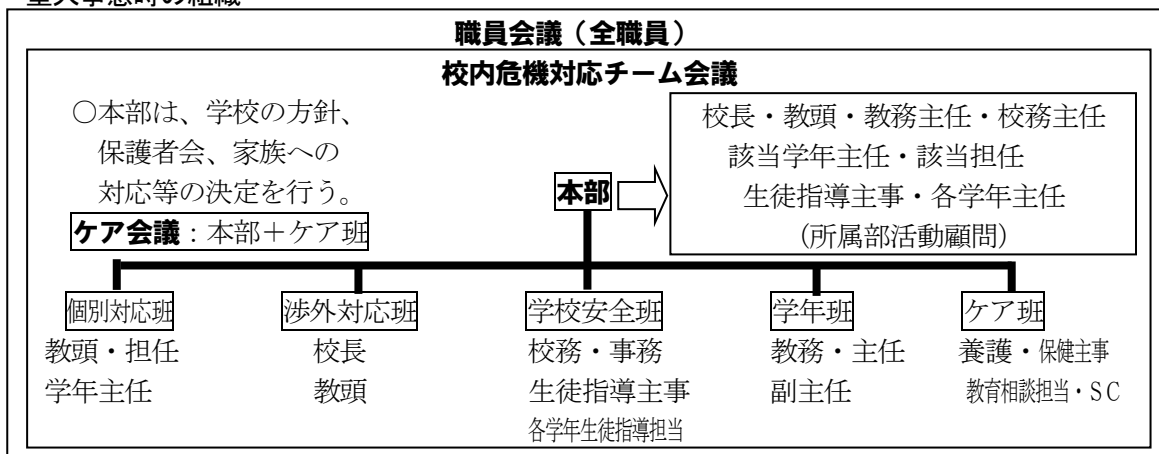
- ① 市教育委員会に報告（調査の主体を判断）
- ② （学校が調査主体の場合）学校の下に調査組織「校内危機対応チーム」を設置
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ⑤ 調査結果を市教育委員会に報告
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置

※市教育委員会が調査の主体となった場合、学校は資料提出・情報提供するなどの協力を行う。

(3) 重大事態時の役割分担

班	担 当		役 割
	責任者・副責任者	校長、教頭	責任者
個別対応班 渉外対応班	個 別 担 当 渉 外 担 当	校務主任 担任、学年主任 校長、教頭	保護者会、PTA 個別窓口 渉外窓口
学校安全班	学校安全担当	生徒指導主事 学校安全担当者	補佐、警察 学校安全
	庶務担当	事務職員	庶務
	情報担当	校務主任 生徒指導主事 学年生徒指導担当者	情報発信 情報の統括 情報収集、調査
学年班	総務担当	教務主任	学校再開、教員サポート
	学年担当	学年主任、学年副主任	各学年の統括
ケア班	ケ ア 担 当	養護教諭、保健主事、教育相談担当者、SC	ケアの統括

(4) 重大事態時の組織



※発生直後 職員会議、校内対応チーム会議… 1日3回を目安 ケア会議… 1日1回以上

(5) 調査の実際

- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。その際、いじめられた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・ 学校は調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対し説明を行う。
- ・ 学校は他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

② 調査結果の報告

- ・ 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

【施行日】 この基本方針は、平成29年7月1日から施行する。また、国、愛知県、豊川市の基本方針の見直しに合わせ、必要に応じて見直すこととする。

【改定日】 令和元年5月1日 令和2年5月1日 令和3年5月1日 令和4年5月1日